

平成 21 年 2 月 2 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号
株式会社ガイアックス
代表執行役社長 上田 祐司
(コード番号: 3775 名証セントレックス)
(連絡先) 執行役財務部長 小高 奈皇光
TEL 03-5464-0376 (直通)

当社に対する訴訟における判決に関するお知らせ

株式会社国際コミュニケーションサービス（以下「ICS」）及び ICS の代表取締役であった小屋計成氏（以下、前者を「本訴原告会社」、後者を「本訴原告個人」といい、総称して「原告ら」という）が当社を被告として提起しておりました、当社の保有するトゥギャザー株式会社（以下「トゥギャザー」）の株式の返還等を求める訴訟（以下「本訴」）について、平成 21 年 1 月 30 日に東京地方裁判所において勝訴判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。詳細については、下記のとおりです。

記

1. 本訴の提起および判決のなされた裁判所および年月日

- (1) 東京地方裁判所 平成 20 年（ワ）第 23988 号
- (2) 訴えの提起 平成 20 年 8 月 27 日
- (3) 判決言い渡し 平成 21 年 1 月 30 日

2. 本訴原告会社

- (1) 名称 株式会社国際コミュニケーションサービス
- (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目 13 番 15 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 高橋 克己

3. 本訴の内容

- (1) 判決の内容 原告らの本訴請求をいずれも棄却すること
訴訟費用は、原告らの負担とすること

(2) 本訴の請求内容

(ア) 当社は、本訴原告会社に対し、トゥギャザーの普通株式 50 株を引き渡せ。

(イ) 当社は、本訴原告個人に対し、トゥギャザーの普通株式 150 株を引き渡せ。

4. 今後の見通し等

本判決は当社の主張の正当性が認められたものであり、妥当な判断の結果であると認識しております。なお、今後原告らが本判決について東京高等裁判所に控訴する可能性があります。

また、先般の平成 20 年 6 月 2 日に開示いたしましたとおり、ICS がトゥギャザーを被告として提起した訴訟につき、平成 20 年 5 月 30 日に東京地方裁判所においてトゥギャザーの勝訴判決が言い渡され、また同年 7 月 3 日に開示いたしましたとおり、その後 ICS より東京高等裁判所への控訴がなされております（以下「別訴」）。

別訴に対する控訴審判決（以下「別訴判決」）は、平成 21 年 3 月 12 日に東京高等裁判所において言い渡される予定です。なお、別訴判決によりトゥギャザーが勝訴した場合、最大約 22 百万円の特別利益が発生する可能性があります。その後 ICS より上告がなされた場合など動向如何によっては、特別利益の発生に至らない可能性があります。

以上